確認検査業務手数料規程

日本建築検査協会株式会社

第１条（趣旨）

確認検査業務手数料規程（以下「手数料規程」という。）は、日本建築検査協会株式会社（以下「ＪＣＩＡ」という。）が建築主、設置者又は築造主（以下「建築主等」という。）が計画する、建築物、建築設備及び工作物の建築確認、中間検査、完了検査及び仮使用認定等の業務（以下「確認検査業務」という。）を受託するに際し、ＪＣＩＡが別に定めた確認検査業務規程（以下「業務規程」という。）及び確認検査業務約款（以下「業務約款」という。）に基づき、確認検査業務の手数料について必要な事項を定める。

なお、ＪＣＩＡが国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物、建築設備及び工作物の確認検査業務を行う場合に準用する。

第２条（建築物に関する確認の申請手数料）

業務規程第 17 条に定める建築物に関する確認申請に係る基本手数料は、確認申請一件につき、別表第１、別表第２（建築基準法（以下「法」という。）第６条第１項第三号の建築物に限る。）又は別表第３（法第 68 条の 11 に規定する型式部材等製造者認証建築物に限る。）に掲げる額とする。

２　別表第１、別表第２及び別表第３の床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。

一　建築物を新築する場合（次の三号～五号に掲げるもの及び移転の場合を除く。）は、当該新築に係る部分の床面積

二　同一敷地内に新築又は増築をする独立した建築物が複数ある場合、当該建築物の床面積の合計により算定した基本手数料に、別表第４に掲げる倍率を乗じた額とする。（新築にあっては当該建築物の床面積、増築にあっては増築部分の床面積が 200 ㎡以下のものを除く。）

三　建築物を別棟増築する場合は、当該計画の増築に係る部分の床面積（同一棟の増築は、当該増築する部分の床面積と既存建築物の延べ面積の十分の七とを合計した床面積。ただし、既存建築物に構造遡及がある場合は、当該増築する部分の床面積と既存建築物の延べ面積とを合計した床面積）

四　確認を受けた建築物（以下「既確認建築物」という。）の計画を変更する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認をＪＣＩＡから受けているものは、当該計画の変更に係る部分の床面積の二分の一

五　既確認建築物の計画を変更する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認をＪＣＩＡ以外の確認検査機関及び建築主事（以下「他機関等」という。）から受けているものは、当該既確認建築物の確認に係る内容により新規の確認申請があったものとみなし、第一号から第三号までの例により算定した床面積とする。この場合において、当該計画の変更に伴い既存建築物（当該既確認建築物を除く。）へ増築するときは、第三号の例により算定した当該増築に係る床面積を加える。

六　建築物の移転、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替又は用途の変更をする場合（次の七号及び八号に掲げる場合を除く。）は、当該移転、改築、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分

の床面積

七　既確認建築物の計画を変更して、建築物の移転、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替又は用途の変更をする場合で、当該計画の変更に係る直前の確認をＪＣＩＡから受けているものは、当該計画の変更に係る部分の床面積の二分の一

八　既確認建築物の計画を変更して、建築物の移転、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替又は用途の変更をする場合で、当該計画の変更に係る直前の確認を他機関等から受けているものは、新規の確認申請と同様に、当該移転、改築、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積

３　増築、改築、大規模の修繕、大規模の模様替による審査で、既存建築物の検査済証が交付されていない場合は、別途見積りとする。

４　第１項に定める基本手数料のほか、次の各号に掲げる審査を要する場合は、当該審査に係る加算手数料を、各号に括弧書きで掲げる別表に定める額により加算する。

一　天空率の審査（別表第５）

二　省エネ基準適合の仕様基準による審査（別表第６）

三　検証法（階避難安全検証法、区画避難安全検証法、全館避難安全検証法、耐火性能検証法及び防火区画検証法をいう。）の審査（別表第７）

四　構造の仕様規定等による審査（別表第８）

五　300 ㎡以下の建築物で構造計算による構造審査（別表第９）

六　構造計算を行った棟数が２以上の構造強度に係る審査（別表第１０）

七　構造計算適合性判定図書との整合性審査（別表第１１）

八　法第６条の３第１項ただし書きの規定による審査（別表第１２）

九　免震構造の審査、限界耐力計算の審査又はエネルギー法の審査（別表第１３）

十　木造の混構造で別途計算書が必要となる場合の審査（別表第１４）

十一　特定天井等の審査（特定天井、落下防止措置）（別表第１５）

５　エキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接続された一の建築物であっても、それぞれが法第６条の３第１項ただし書きの規定による審査を行う建築物は、別棟としてそれぞれの床面積に対し、別表第１２に掲げる料金を別表第１の料金に加算する。

６　第２項第二号及び第４項の規定は、計画変更の確認申請（確認を受けた建築物の計画を変更する場合をいう。）について準用する。この場合において、第４項第三号の検証法に係る床面積は、当該変更に係る部分の床面積の二分の一とする。ただし、計画変更で新たに検証法を行う場合及び直前の確認を他機関等から受けている場合は、この限りでない。

第３条（建築設備に関する確認の申請手数料）

業務規程第 17 条に定める昇降機、小荷物専用昇降機及びその他の建築設備（法第 87 条の２において準用する場合に限る。）の確認申請に係る手数料は、一の建築設備について、別表第１６に定める額とする。

２　確認を受けた建築設備の計画を変更する場合の確認申請に係る手数料は、一の建築設備について、別表第１６に定める計画変更手数料の額とする。

第４条（工作物に関する確認の申請手数料）

業務規程第 17 条に定める工作物の確認申請に係る手数料は、一の工作物について、別表第１７に定める額とする。

第５条（建築物に関する中間検査の申請手数料）

業務規程第 26 条に定める建築物に関する中間検査の申請に係る手数料は、中間検査申請一件につき、別表第１に掲げる額とする。

２　別表第１の床面積の合計は、当該中間検査に係る部分の床面積（当該特定工程の面積をいう。）について算定する。

３　他機関等から確認を受けている場合の前２項の適用については、前項の床面積について算定した第１項に掲げる手数料に、確認申請手数料を加算した額とする。以下、次条から第 10 条において同じとする。ただし、ＪＣＩＡが中間検査を行った建築物の完了検査については、この加算を行わない。

第６条（工作物に関する中間検査の申請手数料）

業務規程第 26 条に定める工作物に関する中間検査の申請に係る手数料は、一の工作物について、別表第１７に掲げる額とする。

第７条（建築物に関する完了検査の申請手数料）

業務規程第 32 条に定める建築物に関する完了検査の申請に係る手数料は、完了検査申請一件につき、別表第１に掲げる額とする。

２　別表第１の床面積の合計は、建築物を新築又は増築した場合（移転した場合を除く。）にあっては、第２条第一号、第二号及び第三号により算定する。又、建築物の移転、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替をした場合にあっては、第２条第六号により床面積を算定する。

３　建築物省エネ法に係る適合義務がある建築物は、料金表に定める完了検査手数料の加算を加算する。

第８条（建築設備に関する完了検査の申請手数料）

業務規程第 32 条に定める昇降機、小荷物専用昇降機及びその他の建築設備（法第 87 条の 2 において準用する場合に限る。）の完了検査の申請に係る手数料は、一の建築設備について、別表第１６に掲げる額とする。

第９条（工作物に関する完了検査の申請手数料）

業務規程第 32 条に定める工作物に関する完了検査の申請に係る手数料は、一の工作物について、別表第１７に掲げる額とする。

第 10 条（建築物、建築設備、工作物に関する仮使用認定の申請手数料）

業務規程第 38 条に定める建築物、建築設備、工作物の仮使用認定に係る手数料は、仮使用認定申請一件につき、別表第１８に掲げる額とする。同一敷地内に新築又は増築をする独立した建築物が複数ある場合における当該額の算定は、第２条第２項第二号の規定を準用する。

第 11 条（検査に係る出張交通費）

中間検査、完了検査、仮使用認定のため確認検査員、副確認検査員及び補助員（昇降機検査員及び建築設備検査員を含む。以下「確認検査員等」という。）が出張等をする場合は、第５条から前条までの手数料の額に、別表第１９に定める額の出張交通費を加算する。なお、初回検査以降に実地検査が複数回に渡る場合は、出張交通費を各回請求する。

第 12 条（出張交通費の計算方法）

出張交通費は、最も経済的な通常の経路及び方法により出張した場合の交通費及び日当等を加味し、本店又は支店より申請地までの距離に応じて定める。

２　業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路及び方法によって出張し難い場合には、その現にとる経路及び方法によって計算した出張交通費を加算することができる。

３　次の場合、第 11 条に係らず、出張費を別に定めることができる。

①　検査の日程、時間等を勘案し、宿泊を要する場合

②　通常の経路、方法、人数等によって検査し難い場合

③　ＪＣＩＡが検査を効率的に実施できると判断できる場合

第 13 条（申請手数料の増額又は減額）

ＪＣＩＡは、第２条から第 10 条までに定める申請手数料の額を、次項以下に定める場合は、増額又は減額することができる。

２　審査業務及び検査業務が、効率的に実施できると判断される場合は、減額することができる。

３　過去一年間以内の申請実績及び今後一年間の申請見込みにおいて、相当の継続的取引が見込まれる場合は、減額することができる。

４　審査業務において、通常の審査に係る業務に要する期間よりも短い期間で、確認済証の交付を希望されることにより、特段の審査体制を必要とする場合は、申請手数料を増額することができる。

５　確認申請又は計画変更確認申請の審査において、次のいずれかに該当し、審査に要する業務量が通常の審査に係る業務量を超えると判断される場合は、当該申請の申請手数料を増額することができる。

一　申請図書の記載内容に不備又は不整合が多い場合

二　申請書等の補正を求めたにもかかわらず、速やかに補正がされない場合

６　前各項に定めるもののほか、ＪＣＩＡの代表取締役が総合的に判断し、認める場合は、増額又は減額することができる。

第 14 条（確認済証等の紙面発行手数料）

確認済証、中間検査合格証、検査済証及び仮使用認定通知書の交付において、紙面での発行を行う場合は、手数料として処理１件につき 5,000 円（非課税）を請求する。

第 15 条（帳簿記載事項証明に関する申請手数料）

帳簿記載事項証明に係る手数料は、証明書一通につき 10,000 円（非課税）を請求する。

第 16 条（手数料の端数処理）

この手数料規程に定める手数料の額を算定する場合において、100 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

附則

（施行日）　この手数料規程は、平成 17 年 10 月 4 日より施行する。

（改定日）　この手数料規程は、平成 19 年 10 月 1 日に改訂する。

（改定日）　この手数料規程は、平成 20 年 4 月 1 日に改訂する。

（改定日）　この手数料規程は、平成 20 年 7 月 1 日に改訂する。

（改定日）　この手数料規程は、平成 24 年 11 月 19 日に改訂する。

（改定日）　この手数料規程は、平成 27 年 6 月 1 日に改訂する。

（改定日）　この手数料規程は、平成 27 年 8 月 18 日に改訂する。

（改定日）　この手数料規程は、平成 29 年 4 月 1 日に改訂する。

（改定日）　この手数料規程は、平成 30 年 9 月 11 日に改訂する。

（改定日）　この手数料規程は、令和 2 年 12 月 1 日に改訂する。

（改定日）　この手数料規程は、令和 3 年 4 月 1 日に改訂する。

（改定日）　この手数料規程は、令和 4 年 5 月 1 日に改訂する。

（改定日）　この手数料規程は、令和 8 年 11 月 2 日に改訂する。

確認検査料金表

別表第１　建築物申請基本手数料

確認・中間検査・完了検査の申請に係る基本手数料は、申請１件につき、対象となる床面積の合計（算定方法は規程第２条、第５条及び第７条による。）に応じ、次の表のとおりとする。確認申請に係る加算手数料は別表第５から別表第１５までによる。

床面積	確認手数料（円）	中間検査手数料（円）	完了検査手数料（円）
0～100 ㎡以内	50,000	50,000	60,000
100 超～200 ㎡以内	60,000	60,000	80,000
200 超～500 ㎡以内	100,000	75,000	100,000
500 超～1,000 ㎡以内	175,000	140,000	165,000
1,000 超～2,000 ㎡以内	265,000	195,000	225,000
2,000 超～3,000 ㎡以内	360,000	235,000	290,000
3,000 超～4,000 ㎡以内	415,000	265,000	310,000
4,000 超～5,000 ㎡以内	485,000	290,000	355,000
5,000 超～6,000 ㎡以内	555,000	310,000	390,000
6,000 超～8,000 ㎡以内	625,000	330,000	430,000
8,000 超～10,000 ㎡以内	690,000	355,000	465,000
10,000 超～20,000 ㎡以内	805,000	420,000	575,000
20,000 超～30,000 ㎡以内	920,000	465,000	630,000
30,000 超～40,000 ㎡以内	1,015,000	550,000	705,000
40,000 超～50,000 ㎡以内	1,150,000	605,000	830,000
50,000 超～100,000 ㎡以内	1,610,000	860,000	1,050,000
100,000 超～200,000 ㎡以内	2,185,000	1,265,000	1,490,000
200,000 ㎡超	2,875,000	1,545,000	1,985,000

※本料金表において、「基本手数料」とは別表第１から別表第３までに定める額を、「他機関等」とはＪＣＩＡ以外の確認検査機関及び建築主事を、「既確認建築物」とは確認を受けた建築物をいう（規程第２条第２項）。

別表第２　建築物申請基本手数料　（法第 6 条第 1 項第三号による確認の建築物）

床面積	確認手数料（円）	中間検査手数料（円）	完了検査手数料（円）
0～100 ㎡以内	35,000	35,000	45,000
100 超～200 ㎡以内	45,000	45,000	55,000

別表第３　建築物申請基本手数料　（法第 68 条の 11　型式部材等製造者認証建築物）

床面積	確認手数料（円）	中間検査手数料（円）	完了検査手数料（円）
0～100 ㎡以内	35,000	35,000	45,000
100 超～200 ㎡以内	45,000	45,000	55,000
200 超～300 ㎡以内	65,000	55,000	65,000
300 超～500 ㎡以内	75,000	65,000	75,000
500 超～1,000 ㎡以内	125,000	90,000	110,000
1,000 超～1,500 ㎡以内	170,000	110,000	150,000
1,500 超～2,000 ㎡以内	190,000	130,000	170,000
2,000 超～3,000 ㎡以内	270,000	150,000	230,000
3,000 超～4,000 ㎡以内	300,000	170,000	250,000
4,000 超～5,000 ㎡以内	370,000	190,000	270,000

※本表は、床面積が 5,000 ㎡以下の建築物に限り適用する。5,000 ㎡を超える場合は別表第１による。

※移転、大規模の修繕若しくは大規模の模様替又は用途の変更の対象床面積は、当該計画に係る部分の床面積と審査を必要とする他の部分の床面積とを合計した面積による。

※別棟増築の場合の対象床面積は、別棟の床面積により算定する。

※一体増築の場合、増築部分の床面積と既存部分の延べ面積の 7/10 とを合計したものを、対象床面積として算定する。ただし、既存部分に構造遡及がある場合は、当該増築部分と既存部分の延べ面積とを合計したものを対象床面積とする。

別表第４　同一敷地内の複数棟（新築・増築）に係る倍率

同一敷地内に新築又は増築をする独立した建築物が複数ある場合、当該建築物の床面積の合計により算定した基本手数料に、200 ㎡を超える建築物（増築にあっては、増築部分の床面積が 200 ㎡を超えるもの）の数に応じ次の倍率を乗じた額とする。本倍率は、確認手数料・計画変更確認申請手数料・完了検査手数料・仮使用認定手数料に適用する。

200 ㎡を超える建築物の数	倍率
2 棟	1.1
3 棟	1.2
4 棟	1.3
5 棟	1.4
6 棟以上	1.5

■計画変更確認申請手数料

1）既確認建築物の計画を変更する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認をＪＣＩＡから受けている場合は、当該計画の変更に係る部分の床面積の 1/2 による。

2）既確認建築物の計画を変更する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認を他機関等から受けている場合は、新規の確認申請と同様に、当該既確認建築物を新規に確認申請するものとして算定した床面積による。ただし、当該計画の変更に伴い既存建築物（当該既確認建築物を除く。）へ増築する場合は、その床面積に、増築部分の床面積（同一棟の増築は、増築部分の床面積と既存建築物の延べ面積の 7/10 とを合計した床面積。ただし、既存建築物に構造遡及がある場合は、増築部分の床面積と既存建築物の延べ面積とを合計した床面積）を加えたものによる。

3）計画変更に伴い、新たに審査を要する部分が発生した場合は、1）又は 2）により算定した床面積と、その部分の床面積とを合計したものを対象床面積とする。

4）構造強度に係る審査を要する場合は、上記で算出した基本手数料×50％を合算したものとする。

5）確認申請と同様に、別表第 5 から別表第１５までの加算手数料を加算する。

※検証法の床面積は、1）の場合は当該変更に係る部分の床面積の 1/2 とする。ただし、2）の場合及び計画変更で新たに検証法を行う場合は、1/2 としない。

■中間検査手数料の加算

①他機関等から確認済証の交付を受けている場合は、上記金額に確認申請手数料の全額（加算手数料を含む。）を合算した額とする。

■完了検査手数料の加算

1）他機関等から確認済証の交付を受けている場合は、上記金額に確認申請手数料の全額（加算手数料を含む。）を合算した額とする。（ＪＣＩＡにて中間検査を受けた場合を除く）

2）建築物省エネ法に係る適合義務がある建築物

①省エネ適合判定等又は省エネ基準適合の仕様基準による審査（別表第６）をＪＣＩＡで受けている場合：完了検査手数料（基本）×25％を加算

②省エネ適合判定を他機関等から受けている場合：完了検査手数料（基本）×45％を加算

3）追加説明書の審査手数料：別途に審査を要する場合は、計画変更手数料の算定に準拠する。

4）再検査手数料：再検査を行うこととなる場合は、完了検査手数料（基本）×50％とする。

5）省エネ適合性判定において、以下の軽微な変更が生じた場合は、次の通りとする。

①ルートＡの場合、10,000 円を加算

②ルートＢの場合、30,000 円を加算

※ＪＣＩＡが仮使用認定を行った建築物は、検査対象面積（全体から仮使用部分面積を除いたもの）による手数料とする。

※次の別表第５から別表第１５までの加算手数料は、確認申請及び計画変更確認申請の手数料に適用する。加算率（％）により算定する加算手数料は、別表第４の倍率を乗じた後の基本手数料に加算率を乗じて算定する。

別表第５　天空率の審査の加算手数料

項目	加算率
天空率の審査を要する場合	基本手数料×15％

別表第６　省エネ基準適合の仕様基準による審査の加算手数料

住戸区分	基本料金（円）	戸当たり（円）
一戸建ての住宅（1 住戸）	25,000	－
共同住宅・長屋（2 住戸以上）	60,000	3,000

別表第７　検証法の審査の加算手数料

対象部分の床面積	階避難安全検証法及び区画避難安全検証法（円）		全館避難安全検証法（円）		耐火性能検証法（円）	防火区画検証法（円）
	ルート B1	ルート B2	ルート B1	ルート B2		
0～200 ㎡以内	30,000	55,000	45,000	80,000	45,000	45,000
200 超～2,000 ㎡以内	45,000	80,000	65,000	115,000	65,000	65,000
2,000 超～10,000 ㎡以内	80,000	140,000	120,000	205,000	120,000	120,000
10,000 超～50,000 ㎡以内	120,000	205,000	180,000	310,000	180,000	180,000
50,000 ㎡超	180,000	310,000	270,000	460,000	270,000	270,000

※棟毎に当該設計方法に係る部分の床面積の合計を適用する。ただし、１棟の中に「ルート B1」と「ルート B2」が混在している場合は、それぞれ算出した手数料の合算とする。

※大臣認定を除く。

※検証法における計画変更手数料

・検証法における計画変更申請手数料は、当該変更に係る部分の 1/2 の床面積による

・計画変更で新たに検証法を行った場合、及び直前の確認を他機関等から受けている場合は、1/2 の床面積を適用しない。

別表第８　構造の仕様規定等による審査の加算手数料

審査	加算手数料（円）
１棟ごと	20,000

別表第９　300 ㎡以下の建築物で構造計算による構造審査の加算手数料

審査	加算手数料（円）
1 棟ごと	30,000

別表第１０　構造計算を行った棟数が 2 以上の構造強度に係る審査の加算手数料

審査	加算手数料（円）
一式	42,000　×　2 棟目以降の棟数

※棟毎の床面積が 300 ㎡を超える棟に限る

別表第１１　構造計算適合性判定図書との整合性審査の加算手数料

整合性審査	加算手数料（円）
1 棟ごと	12,000

※構造上の棟毎に適用

別表第１２　法第６条の３第１項ただし書きの規定による審査（構造計算ルート２の審査）の加算手数料

床面積	加算手数料（円）
0～500 ㎡以内	80,000
500 超～1,000 ㎡以内	140,000
1,000 超～2,000 ㎡以内	180,000
2,000 超～10,000 ㎡以内	220,000
10,000 超～50,000 ㎡以内	280,000
50,000 ㎡超	450,000

・構造上の棟毎に適用

別表第１３　免震構造・限界耐力計算・エネルギー法の審査の加算手数料

項目	加算率
免震構造の審査を要する場合（大臣認定を除く）	基本手数料×20％
限界耐力計算の審査を要する場合（大臣認定を除く）	基本手数料×20％
エネルギー法の審査を要する場合（大臣認定を除く）	基本手数料×20％

※免震構造の審査と、限界耐力計算又はエネルギー法の審査を行う場合は 30％とする。

別表第１４　木造の混構造で別途計算書が必要となる場合の加算手数料

審査	加算手数料（円）
一式	50,000　×　追加された計算書の数

別表第１５　特定天井等の審査（特定天井、落下防止措置）

対象面積	特定天井（円）	落下防止措置（円）
200 超～500 ㎡以内	115,000	220,000
500 超～1,000 ㎡以内	170,000	330,000
1,000 ㎡超	225,000	435,000

※国土交通大臣の認定を受けたもの又はＪＣＩＡにおいて特定天井に係る性能評価を受けたものを除いた審査。

※対象面積は、適用する検証方法に係る箇所毎の水平投影面積とし、複数の構造強度に係る審査を要する場合は、それぞれの箇所毎に対象面積を適用し算定した手数料と合算する。

■軽微変更手数料

軽微な変更説明書１件につき 8,000 円を加算する。（中間検査・完了検査等の申請手数料と合わせての請求）

別表第１６　建築設備申請基本手数料

	確認手数料（円）	計画変更手数料（円）	完了検査手数料（円）
昇降機（エレベーター、エスカレーター）	25,000	20,000	30,000
ホームエレベーター・段差解消機	15,000	15,000	25,000
小荷物専用昇降機	12,000	10,000	20,000

※他機関等で確認を受けた昇降機等の完了検査の手数料は、ＪＣＩＡで検査を受ける確認審査手数料を加算した金額とする

別表第１７　工作物申請基本手数料

（1）指定工作物　※付属：建築物の確認申請をＪＣＩＡにしているもの　（令 138 条第 1 項）

①高さが 6ｍを超える煙突

高さ	単独		付属	
	確認手数料（円）	検査手数料（円）	確認手数料（円）	検査手数料（円）
6 超～10ｍ以内	50,000	48,000	30,000	30,000
10ｍ超	80,000	75,000	45,000	45,000

②高さが 15ｍを超える鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱等

高さ	単独		付属	
	確認手数料（円）	検査手数料（円）	確認手数料（円）	検査手数料（円）
15 超～25ｍ以内	50,000	48,000	30,000	30,000
25ｍ超	80,000	75,000	45,000	45,000

③高さが 4ｍを超える広告塔、広告板、装飾塔、記念塔等

高さ	単独		付属	
	確認手数料（円）	検査手数料（円）	確認手数料（円）	検査手数料（円）
4 超～14ｍ以内	50,000	48,000	30,000	30,000
14ｍ超	80,000	75,000	45,000	45,000

④高さが 8ｍを超える高架水槽、サイロ、物見塔等

高さ	単独		付属	
	確認手数料（円）	検査手数料（円）	確認手数料（円）	検査手数料（円）
8 超～10ｍ以内	50,000	48,000	30,000	30,000
10ｍ超	80,000	75,000	45,000	45,000

⑤高さが 2ｍを超える擁壁

高さ	単独		付属	
	確認手数料（円）	検査手数料（円）	確認手数料（円）	検査手数料（円）
2 超～5ｍ以内	50,000	48,000	30,000	30,000
5ｍ超	80,000	75,000	45,000	45,000

（2）指定工作物以外　（令 138 条第 2 項）

①観光用乗用エレベーター　※「昇降機　確認手数料」の「昇降機（エレベーター、エスカレーター）」の料金を適用する。

※他機関等で確認を受けた工作物の完了検査の手数料は、ＪＣＩＡで検査を受ける確認審査手数料を加算した金額とする

別表第１８　仮使用認定手数料

仮使用認定の手数料は、仮使用の認定に係る部分の合計により算定する。

①　ＪＣＩＡにて確認済証の交付を受けている場合

仮使用床面積	確認手数料（円）
0～100 ㎡以内	60,000
100 超～200 ㎡以内	70,000
200 超～500 ㎡以内	105,000
500 超～1,000 ㎡以内	170,000
1,000 超～2,000 ㎡以内	240,000
2,000 超～3,000 ㎡以内	300,000
3,000 超～4,000 ㎡以内	330,000
4,000 超～5,000 ㎡以内	360,000
5,000 超～7,000 ㎡以内	400,000
7,000 超～10,000 ㎡以内	480,000
10,000 超～20,000 ㎡以内	560,000
20,000 超～30,000 ㎡以内	700,000
30,000 超～40,000 ㎡以内	800,000
40,000 超～50,000 ㎡以内	900,000
50,000 超～100,000 ㎡以内	1,150,000
100,000 超～200,000 ㎡以内	1,500,000
200,000 ㎡超	2,000,000

※仮使用認定に係る部分に「避難安全検証法等の審査」を要する場合は、上記により算定した額に、当該審査手数料を加算する。

※あらかじめ検討により、工事の進捗に応じた現場検査が含まれる場合は、上記により算定した額に、（現場確認回数-1）×30,000 円の額を加算する。

※建築物省エネ法に係る適合義務がある建築物の仮使用認定は、算出した額に、「建築物省エネ法に係る適合義務のある建築物の加算」の適用した額を加算する。（完了検査手数料（基本）×25％。ただし、省エネ適合判定を他機関等から受けている場合は、×45％）

この時、「検査対象面積」を「仮使用対象部分」と読み替える。

②　ＪＣＩＡにて確認済証又は中間検査合格証の交付を受けていない場合

①より算出した手数料に、確認手数料（基本）の全額を合算した額とする。

■仮使用計画認定後の計画の変更

1）認定後、計画の変更により、仮使用認定を再度行う場合は、新たに認定するものとして、「仮使用認定手数料」の規定を適用する。ただし、認定の区画（敷地内経路を含む）の位置、面積、形状に変更がなく、当該内部の変更をする場合は、「仮使用認定手数料」の30％とする。床面積の増加する部分がある場合は、上記手数料に増加する床面積による認定手数料を加算したものとする。

2）当該変更部分に「避難安全検証法等の審査」を要する場合は、1）により算出した額に、当該手数料を加算する。

3）以下に該当する場合は、上記によらず、30,000 円とする。　①変更が軽微　②建築物外部（敷地）における経路部分の変更　③仮使用認定期間の変更

別表第１９　確認検査業務出張交通費

区分（受付した本社又は支店及び出張所からの距離）	出張交通費（円）
地域：A　東京 23 区・札幌市・金沢市・長野市内	0
地域：B　東京 23 区・札幌市・金沢市・長野市外及び 20ｋｍ以内	2,000
地域：C　20ｋｍを超え 50ｋｍ以内	8,000
地域：D　50ｋｍを超え 100ｋｍ以内	15,000
地域：E　100ｋｍを超え 200ｋｍ以内	25,000
地域：F　200ｋｍを超え 500ｋｍ以内	50,000 +交通手段による実費
地域：G　500ｋｍを超え 750ｋｍ以内	70,000 +交通手段による実費
地域：H　750ｋｍを超える地域	100,000 +交通手段による実費

※検査対象物の規模等により、検査員が複数となる場合、出張交通費は検査員人数を上記費用に乗じたものとする。

■確認済証等の紙面発行手数料

確認済証、中間検査合格証、検査済証及び仮使用認定通知書の交付において、紙面での発行を行う場合は、処理 1 件につき 5,000 円（非課税）を加算する。

■帳簿記載事項証明の手数料

帳簿記載事項証明に係る手数料は、証明書一通につき 10,000 円（非課税）を請求する。